

## 5 その他事務

### (1) 個人情報の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
中河内府税事務所	<p>不動産取得税の賦課決定に際し、管内の不動産登記を所管する法務局支局を訪問して所有権移転登記等に関する書類を閲覧し、必要な情報を賦課資料調書に転記する作業が毎月行われている。</p> <p>この情報には個人情報が含まれており、自宅へ持ち帰ることは禁止されている。しかしながら、大阪法務局堺支局での資料収集に関しては、賦課資料調書を自宅へ持ち帰ることが容認されていた。</p> <p>その要因について事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>中河内府税事務所から堺支局は遠距離にある。個人情報の持ち帰りが禁止されていることは認識していたが、担当者の居住地や執務時間に配慮し、個人情報を自宅に持ち帰ることを、帰宅途中に寄り道しないことを条件として容認していた。</p> </div>	<p>個人情報を記載した書類を自宅へ持ち帰ることは、個人情報の適正な管理についての事務連絡に違反している。</p> <p>個人情報を自宅へ持ち帰ることが禁止されていることを周知し、個人情報は必ず事務所へ持ち帰る等の対応を徹底されたい。また、個人情報紛失のリスク及び個人情報管理の重要性について、職員に再度周知徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【個人情報の適正な管理について(依頼)(事務連絡 平成18年6月6日)】</p> <p>4 個人情報は極力自宅に持ち帰らないこと。出張等業務の都合でやむを得ず個人情報を持ちだした場合は、必ず当日中に事務所に持ち帰ること。</p> </div>	<p>法務局で収集した資料については、法務局資料収集の作業工程を見直したうえで、平成25年12月の出張から日々事務所に持ち帰ることとした。</p> <p>さらに課内会議等において、個人情報の適正管理について、職員に周知徹底した。</p>